

空家等対策の業務マニュアル整備のための専門部会の立ち上げについて

1 目的

令和5年12月13日に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行され、新たに市町村が実施できる対策の充実が図られた。県ではマニュアル整備の業務委託を進めているが、より市町村の実務に即したマニュアルとするため受託者への要望をまとめ、内容を精査するための専門部会を立ち上げる。

2 作成予定マニュアル

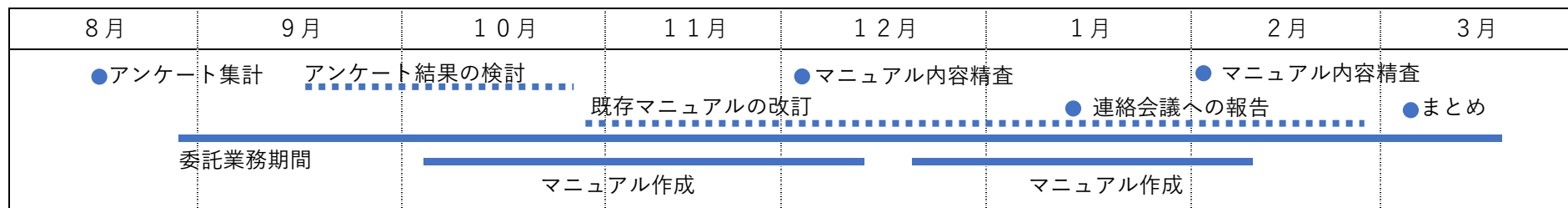
- 空家等活用促進区域指定・空家等活用促進指針策定マニュアル（仮）
- 空家等管理活用支援法人指定・監督マニュアル（仮）
- 管理不全空家等判定方法マニュアル（仮）
- 管理不全空家等に対する指導手順マニュアル（仮）

3 専門部会の取組内容

- アンケート結果の検討（マニュアルに盛り込む内容の選別及び作成時期の確認等）
- 完成したマニュアルの内容精査
- 専門部会の運営
- 連絡会議への報告
- まとめ
- 既存マニュアルの改訂（時点更新）

空家等対策計画モデル計画、空き家相談窓口対応マニュアル、空き家実態調査方法マニュアル、特定空家等判定方法マニュアル
 特定空家等に対する指導手順マニュアル、行政代執行マニュアル、3000万円控除事務処理マニュアル

4 スケジュール（予定）



4 専門部会会員

参加希望市町村（マニュアルごとに担当市町村を分け、幅広いエリアの市町村で構成したい）